

1. 組合の概要

設 置 主 体	香南香美老人ホーム組合
組 合 長	組合長 濱田 豪太
組合事務所所在地	高知県香南市野市町母代寺188番地
電 話 番 号	0887-56-0181
F A X 番 号	0887-56-0439
構 成 市	香南市・香美市
運営施設・事業所	<p><三宝荘></p> <ul style="list-style-type: none"> *介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム三宝荘 *デイサービスセンター三宝通所介護事業所 *三宝荘居宅介護支援事業所 *短期入所生活介護（介護予防）事業所 <p><白寿荘></p> <ul style="list-style-type: none"> *介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム白寿荘 *デイサービスセンター白寿通所介護事業所 *短期入所生活介護（介護予防）事業所 *白寿荘居宅介護支援事業所 *養護老人ホーム白寿荘

2. 短期入所生活介護事業所の概要

事 業 所 名	三宝荘短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
所 在 地	高知県香南市野市町母代寺188番地
管 理 者 名	佐々木 寿幸
電 話 番 号	0887-56-0181
F A X 番 号	0887-56-0439
事 業 者 指 定 番 号	第3972100105号

3. 施設設備の概要

定 員	15名（空床利用を除く）		
居 室	個 室	5室	1室 10.710 m ²
	2人部屋	5室	1室 8.94～10.45 m ² （1人あたり）
食 堂	133.462 m ²		
機能訓練室	主な機械・器具：平行棒・肩関節輪車機・上肢運動滑車・姿勢鏡等		
浴 室	一般浴槽・特殊浴室（シャン・イン・バス設置）・小浴室（1F・2F）		
医 務 室	1F:37.153 m ² 2F:21.725 m ²		

※上記の他、相談室・デイルーム・ホール等があり適宜ご利用できます。

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職種	人員
施設長	1人
庶務課長	1人
庶務員(事務員)	2人以上
生活相談員	2人以上
介護員	33人以上
介護支援専門員	1人以上
医務員(看護師)	3人以上
機能訓練指導員	1人以上
調理員 (管理栄養士などを含む。以下同じ。)	6人以上
嘱託医	2人

※左記人員配置は介護保険施設の基準(介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所の合算人員)であり、実際は左記以上の人員配置をしております。

(2) 主な職種の勤務時間

職種	勤務時間
医師	内科医:週3回 13:30~15:30 精神科医:月2回 13:15~15:15
生活相談員	毎週 月曜日~金曜日 8:30~17:15
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出: 5名以上 ①7:00~15:45 ②8:15~17:00 日勤: 10名以上 ①9:30~18:15 ②9:30~18:30 ③9:00~13:00 夜勤: 5名以上 ①17:00~9:30
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 2名以上 ①8:30~17:15 ②9:30~18:15

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を実施します。

- ① 新任研修
- ② 継続研修
- ③ 感染症及び食中毒対策に関する研修
- ④ 事故対策・身体拘束防止に関する研修
- ⑤ 褥瘡対策に関する研修
- ⑥ 看取り介護に関する研修
- ⑦ 高齢者虐待防止に関する研修
- ⑧ 利用者・家族等及び職員のハラスメントに関する研修
- ⑨ 防災・災害対策に関する研修及び訓練
- ⑩ 生産性向上に関する研修

5. サービス内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

＜サービスの内容＞

種類	内容
施設サービス 計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、また居宅サービス計画のケアの継続に配慮しつつ、介護支援専門員が「施設サービス計画」を作成し、これに従つて計画的にサービスを提供します。 施設サービス計画を作成した場合は、利用者に説明するとともに交付します。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して週2回の入浴を行います。又、排泄介助時には部分清拭を行います。 寝たきりの方でも特殊浴槽等を使用して入浴します。 必要に応じ随時に入浴が出来ます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な援助を行います。 おむつを使用する方に対しては、紙おむつ等利用者に適したものを使用し、身体の状況に合わせて必要に応じて随時に交換を行います。 介護サービス計画の中でおむつ外しに取り組みます。
離床、着替え静養時の日常生活上の世話	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため出来る限り離床に配慮し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行います。 生活のリズムを考え、家庭的な雰囲気で過ごせるよう配慮します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。
相談、援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはご家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。
栄養管理 (食事)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤の管理栄養士を配置し、医師や他職種と共同で利用者ごとに嚥下機能など評価し食物の形状などの栄養ケア計画を立て、これに基づく栄養管理と定期的な評価を行います。また利用者の栄養状態を記録すると共に必要時応じ見直しを行います。嗜好については随時把握し代替食の提供をします。 食事は出来るだけ離床して提供するように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30~8:30 昼食 12:00~13:00 夕食 17:15~18:15
口腔衛生の管理	<ul style="list-style-type: none"> 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容や口腔衛生が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金＞

サービスをご利用頂きますと、介護度に応じたサービス利用料金と居住費及び食事にかかる費用などの合計金額をお支払い頂きます。（ ）内は介護・介護予防サービス利用の1割負担分。

要介護度等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期入所生活 介護費(Ⅰ)従来型 個室利用の場合	4,510円 (451円)	5,610円 (561円)	6,030円 (603円)	6,720円 (672円)	7,450円 (745円)	8,150円 (815円)	8,840円 (884円)
併設短期入所生活 介護費(Ⅱ)多床室 利用の場合	4,510円 (451円)	5,610円 (561円)	6,030円 (603円)	6,720円 (672円)	7,450円 (745円)	8,150円 (815円)	8,840円 (884円)

＜その他の費用＞

送迎に係る加算	片道 184 円	通常の送迎範囲(香南市・香美市の場合)。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 円/1 日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上である。
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13 円/1 日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を 1 人以上上回っている。
若年性認知症利用者受入加算	120 円/1 日	若年性認知症の方を受入、本人やその家族に希望を踏まえた介護サービスを提供する
緊急短期入所受入加算	90 円/1 日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、利用した日から起算して 7 日 (利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日) を限度として加算する。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/1 日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断したものに対し、施設がサービスを実施した場合、利用した日から起算して 7 日を限度として加算する。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 円/1 月	○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。 ○1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
介護職員等待遇改善加算	I	サービス利用料金+加算に対し、14.0%
	II	サービス利用料金+加算に対し、13.6%

	III	サービス利用料金+加算に対し、11.3%
	IV	サービス利用料金+加算に対し、9.0%

※ 要介護認定等を受けていない方がご利用される場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。保険給付の申請を行うためには必要事項を記載した事業所の発行する「サービス提供証明書」が必要ですので、生活相談員までお申し出ください。

(2) 介護保険給付対象外サービス

次に掲げるサービスについては、全額が利用者の負担となります。

① 介護保険サービスにおいて「居住費」や「食費」は保険給付の対象外です。

これに伴い食費・滞在費の負担上限額が設けられ、負担上限額を超えた部分について、基準費用額との差額が介護保険で負担されます。

(単位：円／1食)

食 費	朝 食	4 1 5
	昼 食	5 7 0
	夕 食	4 6 0

(単位：円／日)

段階別	居住の種類	居住費	食費
利用者負担限度額第1段階	従来型個室	3 8 0	3 0 0
	多床室	0	
利用者負担限度額第2段階	従来型個室	4 8 0	6 0 0
	多床室	4 3 0	
利用者負担限度額第3段階①	従来型個室	8 8 0	1, 0 0 0
	多床室	4 3 0	
利用者負担限度額第3段階②	従来型個室	8 8 0	1, 3 0 0
	多床室	4 3 0	
利用者負担限度額第4段階	従来型個室	1, 2 3 1	1, 4 4 5
	多床室	9 1 5	

※ 居室については利用者の心身の状況により総合的に勘案し検討いたします。出来る限りご希望に応じたいと思いますが、居室の空き状況によってご希望に沿えない場合があり、ご家族等とご相談の上決定します。

② その他の費用

- ・散髪代（1回2,000円）、特別な食事代、クリーニング代、電話代、特別の場合の交通費。
- ・日用生活必需品の購入代(普段着・パジャマ・下着・靴下等・タオル類・歯ブラシ・歯磨き粉・化粧品等・その他個人的日用品)。
- ・個人の趣味・新聞・雑誌等、嗜好品代、酒代、特別の場合の外食代等。
- ・パン食希望の方、(朝食) 追加料金なし、(昼夕食) 嗜好品として1食100円追加。
- ・テレビ貸し出し料：日額50円（ケーブルテレビ利用料込み）※台数に限りあり
- ・ケーブルテレビ利用料（テレビ持ち込みの方）：日額17円

(3) 利用料の支払い方法

- ① 定期的にご利用の方は、毎月10日までに利用料及び費用の請求をしますので、10日以内に、窓口により現金でお支払い下さい。
- ② その他、下記口座振込みも出来ます。

銀行名	四国銀行	口座番号	普通：0363699
支店名	野市支店	名義人	香南香美老人ホーム組合 会計管理者 高橋 美弥 たかはし みや

※ 保険料の滞納等により、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料の全額をお支払い頂きます。その際「サービス提供証明書」を発行しますので、市町村に提出しますと保険給付金の全額の払い戻しを受けることが出来ます。

6. キャンセル

利用者が、サービスのご利用をキャンセルされる場合は、食事やベッドの都合等のため、速やかに三宝荘に連絡をお願いいたします。

(連絡先) 特別養護老人ホーム三宝荘 (電話) 0887-56-0181

7. 予約及び利用終了の方法

居宅介護支援事業所の介護支援専門員によるサービス計画（ケアプラン）により、三宝荘からご連絡し送迎等の時間をご相談します。また、利用される場合の介護・介護予防について、ご希望をお聞きします。

8. 協力医療機関

医療機関の名称	愛宕病院	J A 高知病院	野市中央病院
所在地	高知市愛宕町	南国市明見	香南市野市町
診療科	救急総合病院	救急総合病院	救急総合病院

医療機関の名称	同仁病院	大島歯科
所在地	香美市土佐山田町	香南市野市町
診療科	精神科・内科	歯科

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する苦情や相談については、次の窓口で対応します。

相談窓口	電話番号	0887-56-0181
	FAX番号	0887-56-0439
	苦情解決責任者	施設長 佐々木寿幸
	相談員	生活相談員班長 時久政和
	対応日時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 公平中立な立場で日々の相談や要望に迅速に対応するため、第三者委員を設置しています。

介護相談員名	永幡 隆志	岡田 恵子
電話番号	090-5969-3802	0887-54-4874

(3) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てが出来ます。

香南市役所高齢者介護課	所 在 地	香南市野市町西野 2706
	TEL・FAX番号	TEL 0887-57-8510 FAX 0887-56-0576
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
香南市地域包括支援センター	所 在 地	香南市野市町西野 2706
	TEL・FAX番号	TEL 0887-57-8511 FAX 0887-56-0576
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
香美市役所高齢介護課	所 在 地	香美市土佐山田町宝町 1-2-1
	TEL・FAX番号	TEL 0887-52-9280 FAX 0887-53-4572
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
香美市地域包括支援センター	所 在 地	香美市土佐山田町宝町 1-2-1
	TEL・FAX番号	TEL 0887-53-3127 FAX 0887-53-1094
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体連合会 (介護保険課苦情相談係)	所 在 地	高知市丸ノ内 2-6-5
	TEL・FAX番号	TEL 088-820-8410・8411 FAX 088-820-8413
	対応時間	午前9時00分～午後12時00分 午後1時00分～午後4時00分

10. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	午前9時30分～午後6時00分 来訪者は、面会簿にご記入の上、必ずその都度職員に申し出て下さい。 家族送迎での受診対応や入退所につきましては、上記時間以外でも入室出来ますので職員に申し出て下さい。
外出	外出される場合は、必ず職員に申し出て「外出届け」にご記入のうえ、職員に提出してください。 外出中、時間等に変更のあった場合にはその旨ご連絡ください。
居室・設備器具等の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙	改正健康増進法により、2020年4月から介護施設敷地内は原則禁煙となっておりますので、喫煙はお断りさせて頂きます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
ペット	動物や昆虫等の持込みや、飼育はご遠慮願います。

衣類	着替えの衣類等には、必ず名前（フルネーム）をご記入いただくようお願いします。又、洗濯や乾燥による損傷については保障いたしかねますので、色落ちしたり縮んだりする衣類の持込はご遠慮ください。
貴重品等	施設内での物品の破損や紛失については保障いたしかねますので、現金、通帳、貴重品等の持込はご遠慮ください。また、携帯電話・（腕）時計・介助での装着が必要ではない義歯・補聴器などの持ち込みは可能ですが、破損や紛失については補償いたしかねます。
車椅子・歩行器等	特殊な歩行補助用品（電動、モジュール式、特注サイズの車椅子等）については、レンタル若しくはご家族等でご準備ください。
撮影・録音禁止	入所者および職員の個人情報やプライバシー保護のため、許可なく施設および敷地内の写真や動画撮影・録音、ブログや SNS などを含むインターネットへの投稿を禁止しております。 家族写真等の撮影を希望される方は職員までご相談ください。なお、撮影等を許可された場合においても、他の入所者や職員が映り込まないよう十分にご配慮ください。

11. 個人情報の保護、及び使用同意に係る事項

利用者及びその家族等に関する個人情報使用に関し下記の通り条件を定め、その範囲内で必要最小限の情報を施設が取得し使用します。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ア 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- イ 利用者に関する介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ウ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、保険者、その他社会福祉団体との連絡調整のため。
- エ 利用者が、医療サービス利用を希望している場合および主治医等の意見書を求める必要がある場合
- オ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- カ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- キ その他サービス提供及び施設実習で必要な場合。
- ク 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡などの場合。

(3) 使用条件

- ア 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- イ 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

12. 第三者評価に関する事項

第三者評価機関による評価は実施しておりません。ただし、厚生労働省が実施する「介護サービス情報公表システム」に毎年登録し、広く情報の公開に努める事によりサービスの内容を見直し、質の向上に努めています。

13. 緊急時等の対応

施設長は、現に処遇を行っているときに入所者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法及び緊急時における対応方法を定めるものとする。

14. 事故発生及び再発防止の対応

- (1) 事故発生又はその再発を防止するため、安全対策担当者を設置します。
- (2) 施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡すると共に必要かつ適切な対応を行い、採った処置について記録を残し再発を防ぐための対策を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 身体拘束等の適正化の対応

施設サービスの提供に当たって、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限は行いません。

身体拘束ゼロを目指して多職種の話し合いの上、介護の工夫等でケアを実施します。

16. 虐待防止に関する対応

- (1) 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため措置を講じます。
- (2) 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

17. 非常災害対策

- (1) 施設は、非常災害に備えて防災設備の整備、点検、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行い、対策を講じます。
- (2) 感染症や非常災害が発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (3) 福祉避難所受け入れおよび運営について、関係機関および地域住民との連携に努めていきます。

18. 感染症予防及びまん延防止のための対策

- (1) 施設は、当該施設において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように措置を講じます。
- (2) 感染症及び食中毒が疑われる際には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所・市町村における関係機関との連携を図り適切な措置を行います。また、医師(嘱託医)および安全衛生委員会の判断により、ご家族等の面会を制限させていただく場合があります。

19. 実習生の受入れについて

施設は、将来の福祉人材の育成のため実習生の受入れを社会的使命と考え、社会福祉関係の実習単位を取得しようとしている学生を受け入れています。入所者等の個人情報保護については、実習生から個人情報守秘についての誓約書をとり十分に配慮するよう努めます。

個人情報使用同意に係る事項について

面会・ホームページ・広報誌掲載等に関してご利用者・ご家族の方のご意向を伺いたいと思いますので、下記の項目で当てはまる方に丸をつけてください。なお、記載後にご意向が異なった場合はいつでも訂正することができます。

1. 面会について

(1) 外部の団体訪問者（高齢者クラブの訪問・小学生や保育園の訪問等）に会ってもいいですか。

- ① はい ② いいえ

*外部団体に名簿を求められた場合、名簿に名前を記載していいですか。

(小学生が年賀状を送ってくれる際の名簿提供など)

- ① はい ② いいえ

(2) 通常の面会について

- ① 誰でも面会可 ② 下記の人の面会は断る

名前： []

2. 広報について

(1) ホームページ・広報誌に写真を掲載してもかまいませんか。

- ① はい ② いいえ

(2) ホームページ・広報誌に名前を出してもかまいませんか。

- ① はい ② いいえ

(3) ケーブルテレビ等の取材・撮影はかまいませんか。

- ① はい ② いいえ

施設利用時のリスクについて

当施設ではご利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

1. 施設の健康管理体制について

- ✧ 介護老人福祉施設は生活の場であり、病院と同じような治療はできません。
- ✧ ご利用者の病状が急に悪化した場合、当施設の嘱託医及び看護師等の判断で緊急に病院へ搬送を行なう場合があります。

2. 高齢者の特徴から予測される危険性について

- ✧ 介護老人福祉施設は、生活の場であり原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ✧ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷のおそれがあります。
- ✧ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ✧ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ✧ 高齢者は免疫力の低下により感染性の疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ✧ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ✧ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ✧ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重度化する危険性があります。
- ✧ 高齢者であることにより、脳や心臓等の疾患により、急変される場合もあります。
- ✧ 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動症状が出現する場合があり、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。
- ✧
- ※ 上記の事につきましては、ご自宅でも十分起こりうることですので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

『説明確認欄』

三宝荘短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 高知県香南市野市町母代寺188番地
事業所者 三宝荘短期入所生活介護事業所
説明者

三宝荘短期入所生活介護利用契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受け同意いたします。
令和 年 月 日

香南香美老人ホーム組合
組合長 濱田 豪太 様

利 用 者 住 所

氏 名

(必要時)代筆 住 所

氏 名

(続柄 :)

利用者家族等 住 所

氏 名

(続柄 :)

自宅電話番号

緊急時の連絡先 ①

(氏名 : 続柄 :)

緊急時の連絡先 ②

(氏名 : 続柄 :)

利用者家族等と請求書の送付先が相違する場合は下記にご記入ください。

住 所

氏 名

連絡先